

# 危機管理について

2024-25 2780地区

危機管理委員長 岡田英城（横須賀RC）



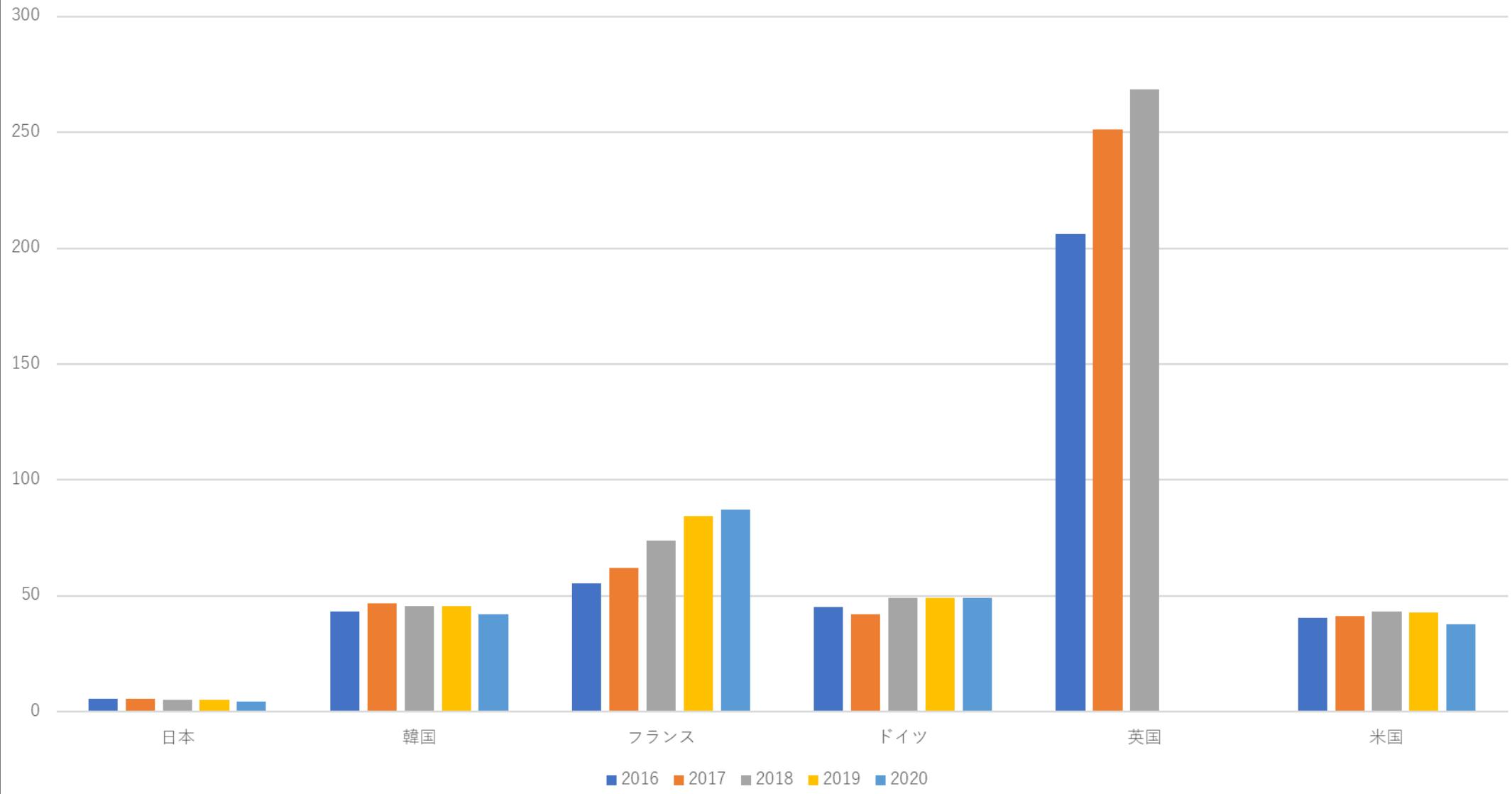
# 危機管理

(ハラスメント・事故・自然災害・政情不安・伝染病の発生)

- ・企業を取り巻く環境（BCPなど）
- ・個人を取り巻く環境（企業・芸能界・スポーツ他）
- ・ロータリーを取り巻く環境

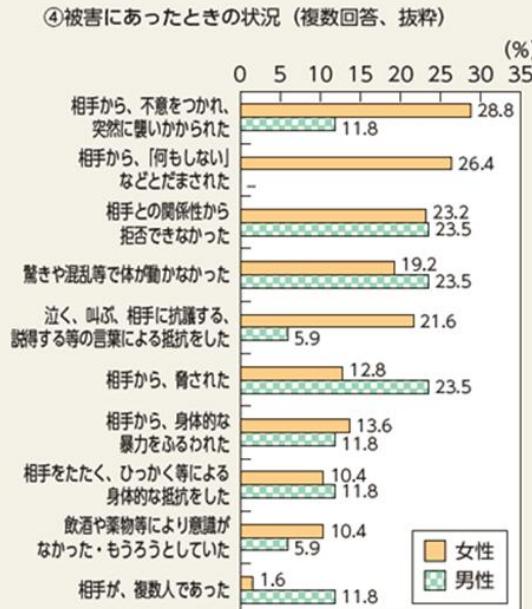
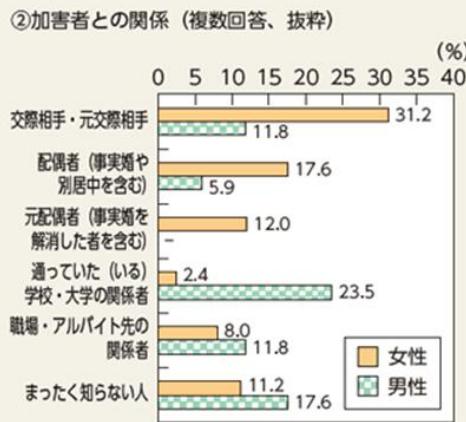
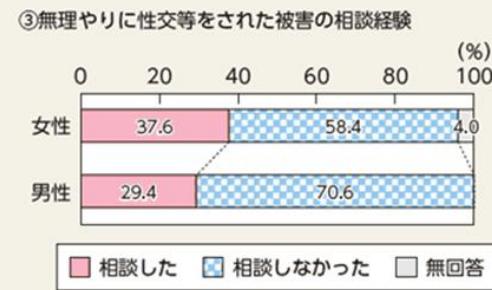
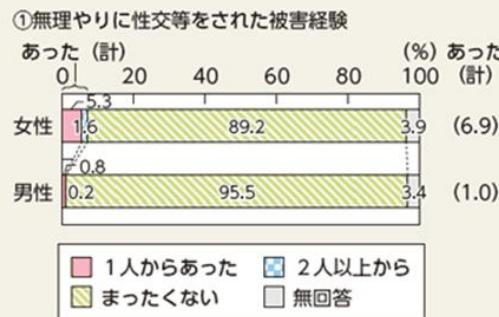
ロータリークラブ会員を  
ハラスメントの申立  
からから守るには・・・

各国における性暴力の発生率  
(発生率：人口 10万人当たりの発生件数)



## 5-8図 無理やりに性交等された被害経験等（令和2（2020）年度）

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等された経験がある。
- 加害者は、交際相手、配偶者、職場の関係者など、大多数は被害者が知っている人となっており、全く知らない人からの被害は1割程度。
- 性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない。
- 被害にあったときの状況について、女性は「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかられた」が最も多く、男性は「相手との関係性から拒否できなかった」「驚きや混乱等で体が動かなかつた」「相手から、脅された」が多かった。



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2（2020）年度）より作成。

## 強制性交等された被害者経験等(2020年)

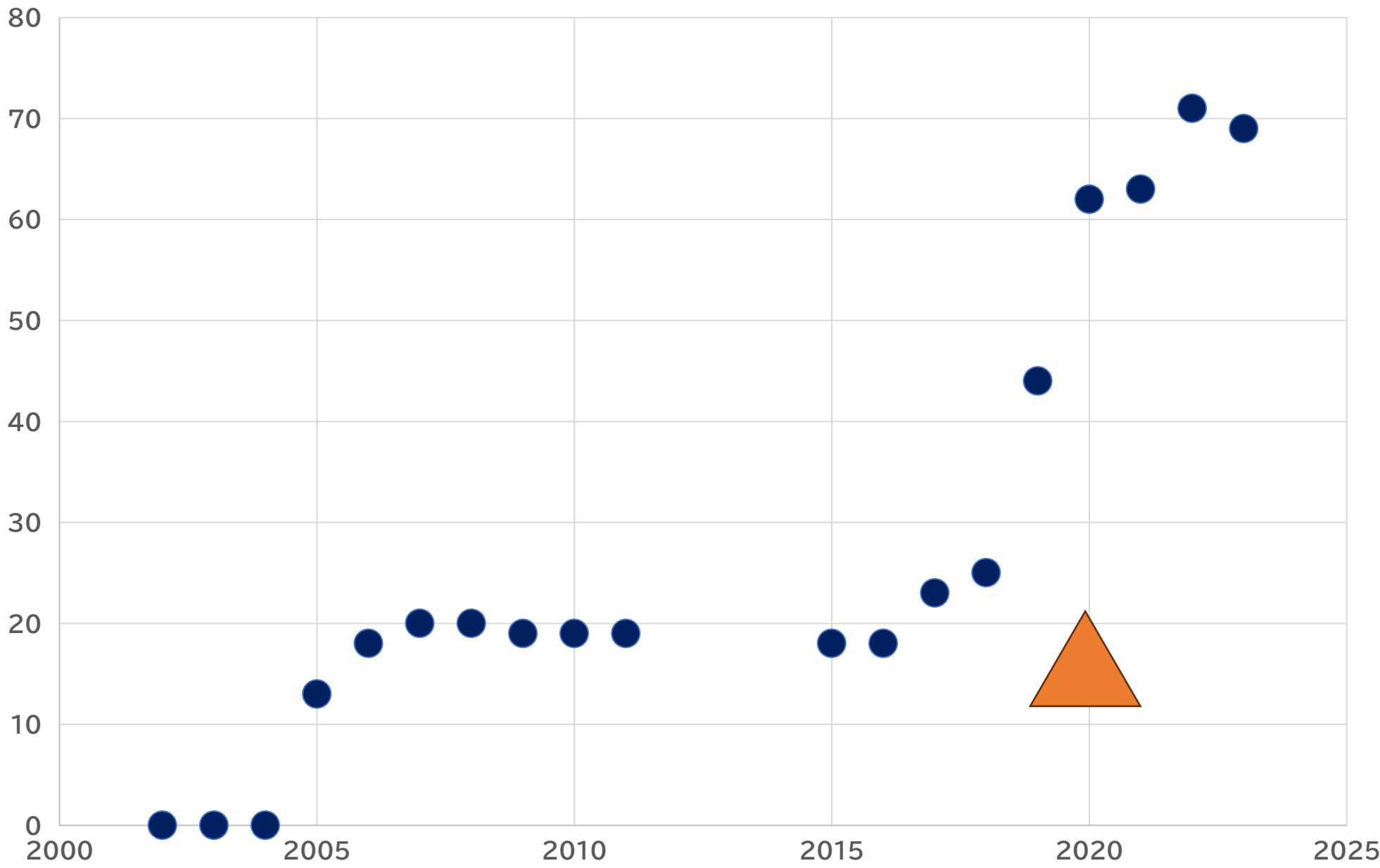
○女性の約14人に1人は無理やりに性交等された経験がある。

○加害者は、交際相手、配偶者、職場の関係者など、大多数は被害者が知っている人となっており、全く知らない人からの被害は1割程度。

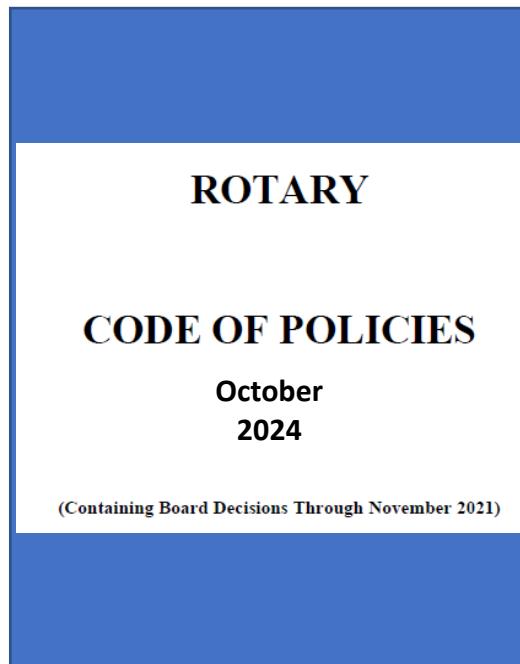
○性暴力被害について、女性の6割程度、男性の7割程度が、誰にも相談していない。

○被害にあったときの状況について、女性は「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかられた」がもっとも多く、男性は「相手との関係性から拒否できなかった」「驚きや混乱等で体が動かなかつた」「相手から、脅された」が多かった。

## 年度別ロータリー章典「ハラスメント」単語出現数



「ハラスメント」が記載  
されている条文番号



RCOP:ロータリーチャンピオンズ

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

2.010.1: 機能の喪失

2.120.1: 青少年と接する際の行動規範に関する声明

2.120.2: 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

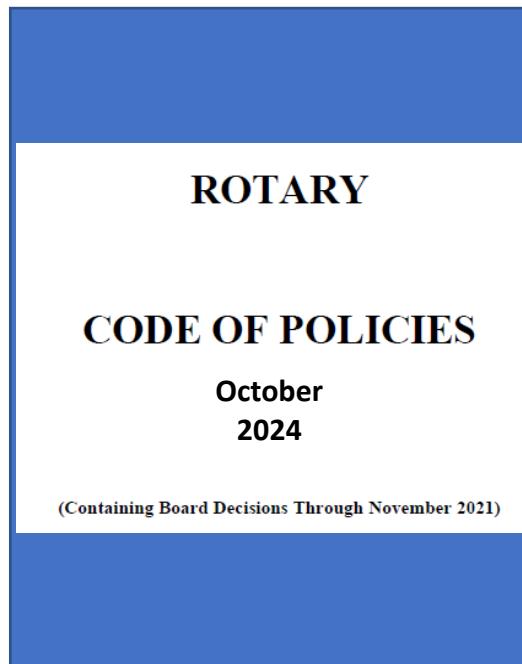
8.030.2: ロータリアンの行動規範

26.120: 会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境

26.120.1: 成人のハラスメント方針に関する研修

26.140: 行動規範

「ハラスメント」が記載  
されている条文番号



RCOP:ロータリー章典



40.050.8: 青少年の保護(ロータリー青少年交換)

41.050.7: 国際ロータリーへの報告(ロータリー青少年交換)

41.050.19: ボランティアの研修(ロータリー青少年交換)

41.060.3: RYLAファシリテーター(ロータリー青少年交換)

42.010.9: 青少年の保護(ロータリー親睦活動グループ)



# ロータリー 青少年保護の手引き

Rotary 

国際ロータリー  
第2780地区  
危機管理方針  
青少年保護方針



## 1) 地区青少年保護方針

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、地区奉仕プログラムの参加者を守ろうとする地区的姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年が参加するプログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。

### 第2780地区青少年保護方針

#### 1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明（ロータリー章典 2.120.1）

地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

#### 2. 定義

**ボランティア**：監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

- ・クラブと地区的奉仕プログラム役員と委員会委員
- ・ロータリー会員と非会員のカウンセラー
- ・活動や外出においてプログラム参加者と行動をともにする、またはプログラム参加者同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）、およびその配偶者またはパートナー
- ・ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人

**青少年プログラム参加者**：年齢にかかわらず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

#### 3. 法人化と賠償責任保険（ロータリー章典 41.050.3）

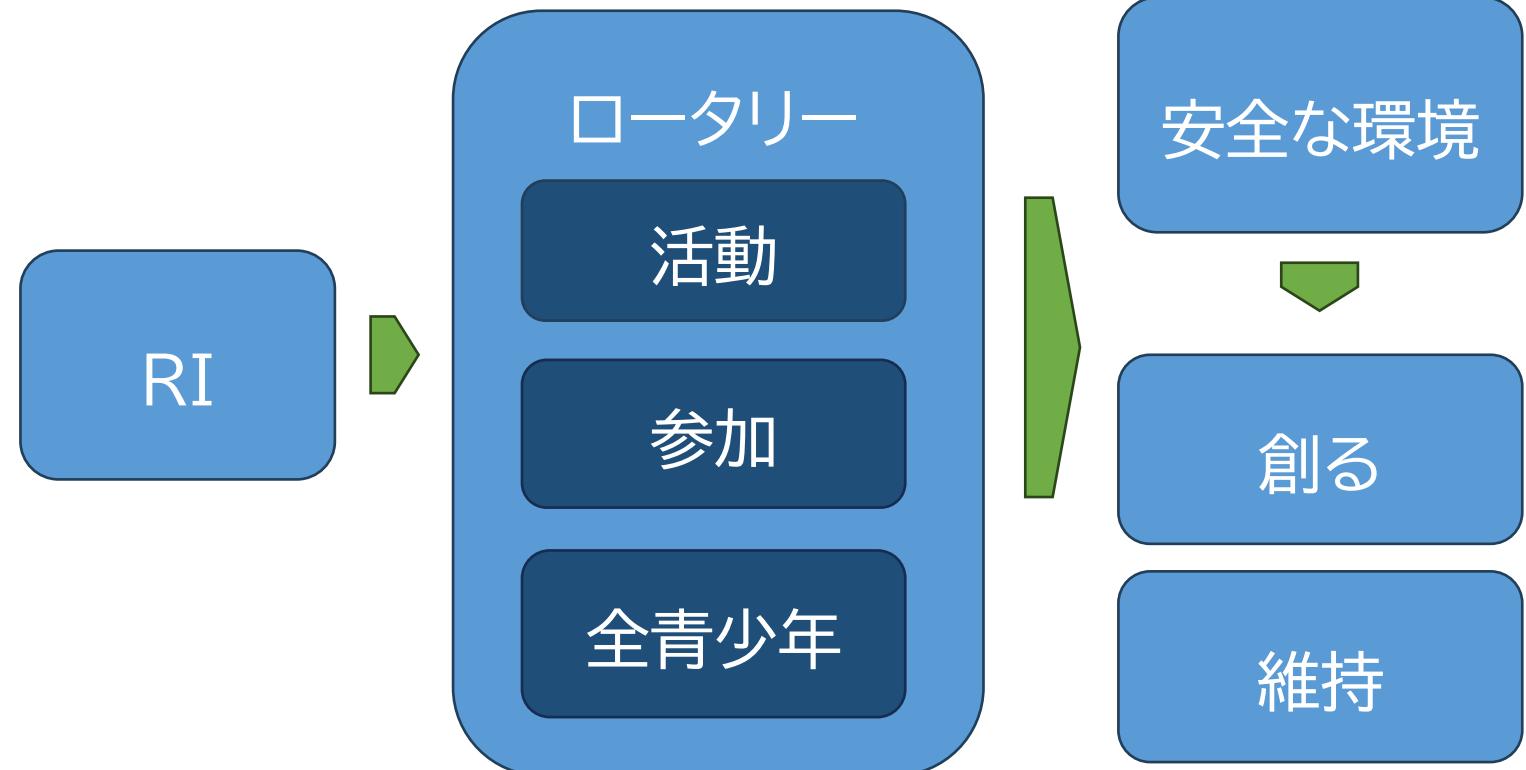
第2780地区は、一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構（略称：RIJYEM）として知られる法人の一部である。本法人は、東京都港区芝公園 2-6-15 に日本国内法に基づき設立され、現在有効である。

第2780地区的青少年プログラム（インターラクト、RYLA、青少年交換）及びローターアクト並びに米山記念奨学は、適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

## 2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明

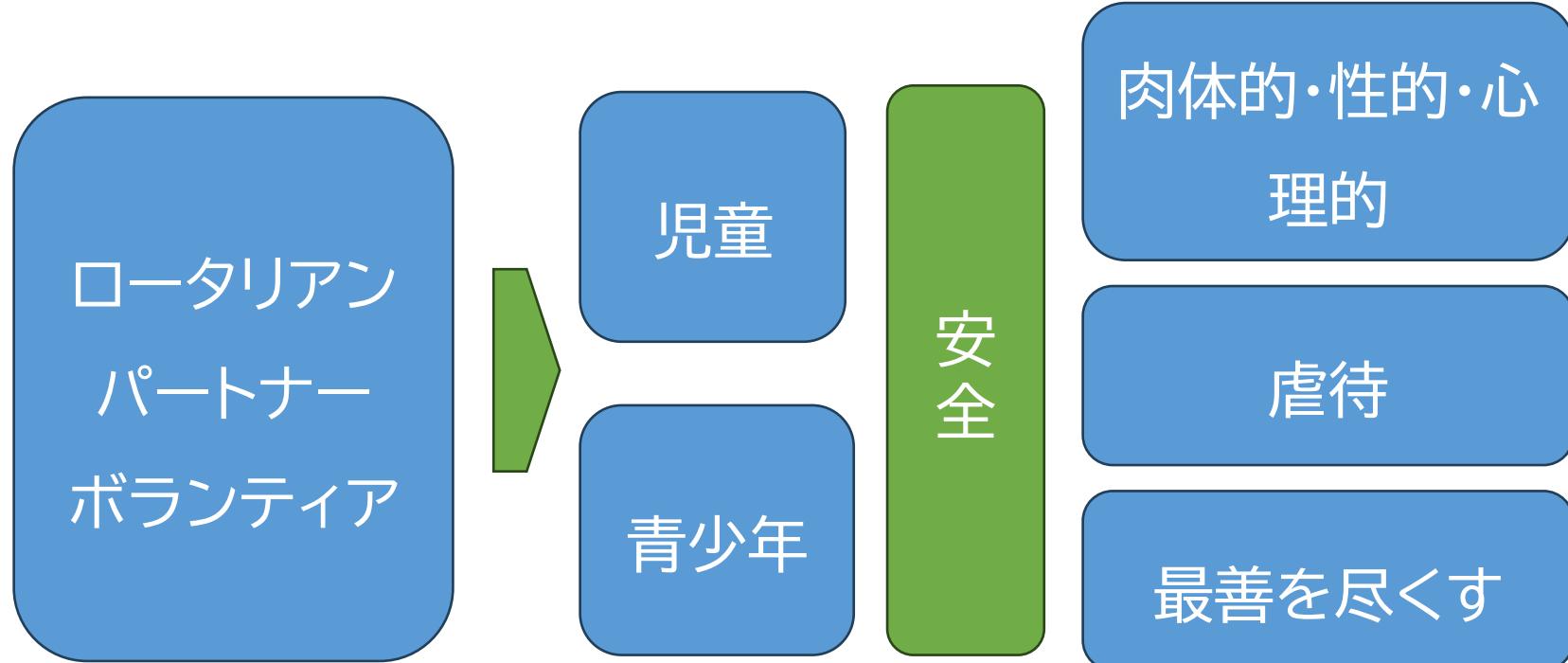
### 2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。



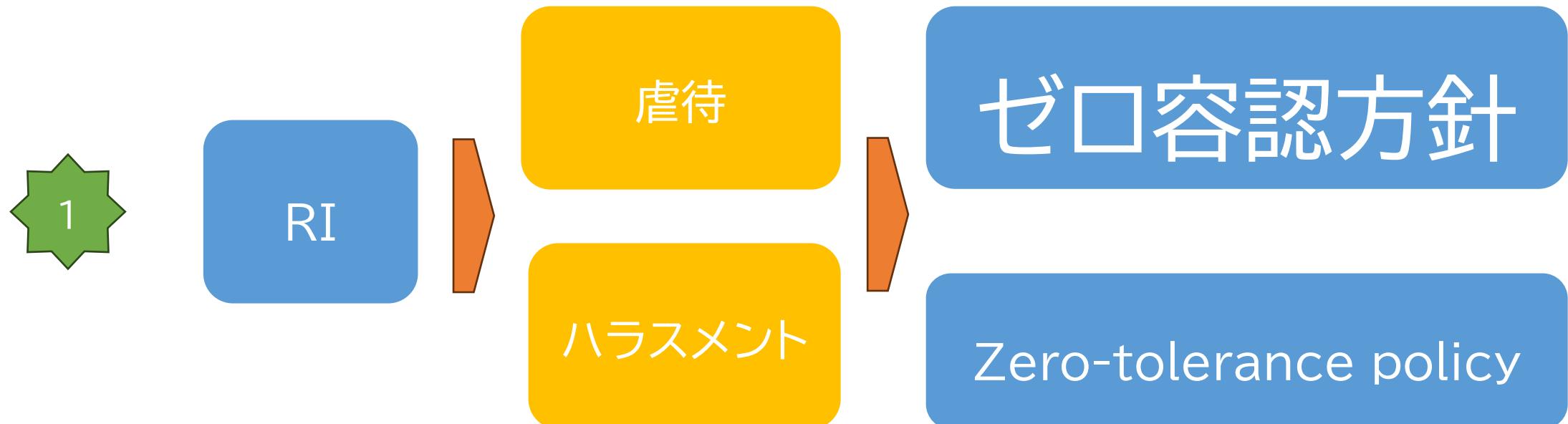
## 2.120.1.青少年と接する際の行動規範に関する声明

ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、或いは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない(2019年10月理事会会合、決定58号)。



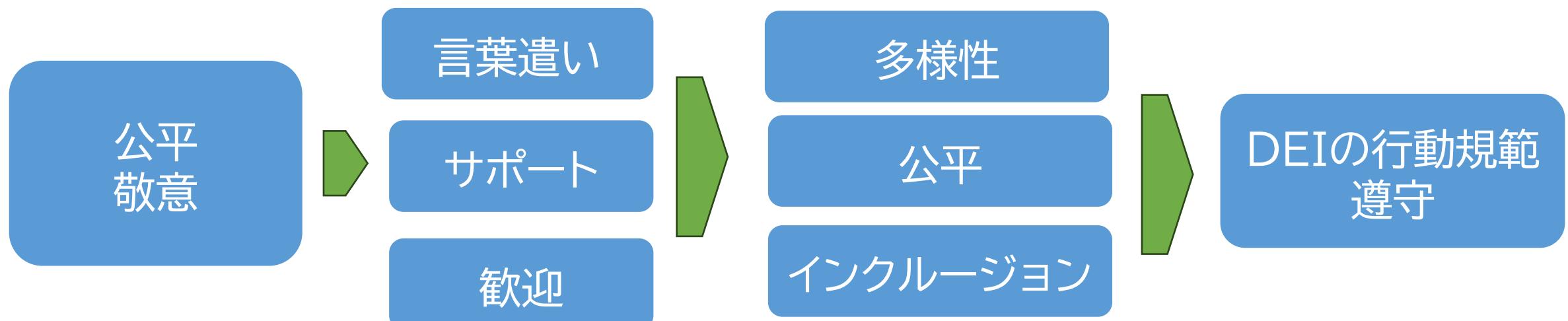
## 2.120.2.虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

1.RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針(ゼロ容認方針)を有する。



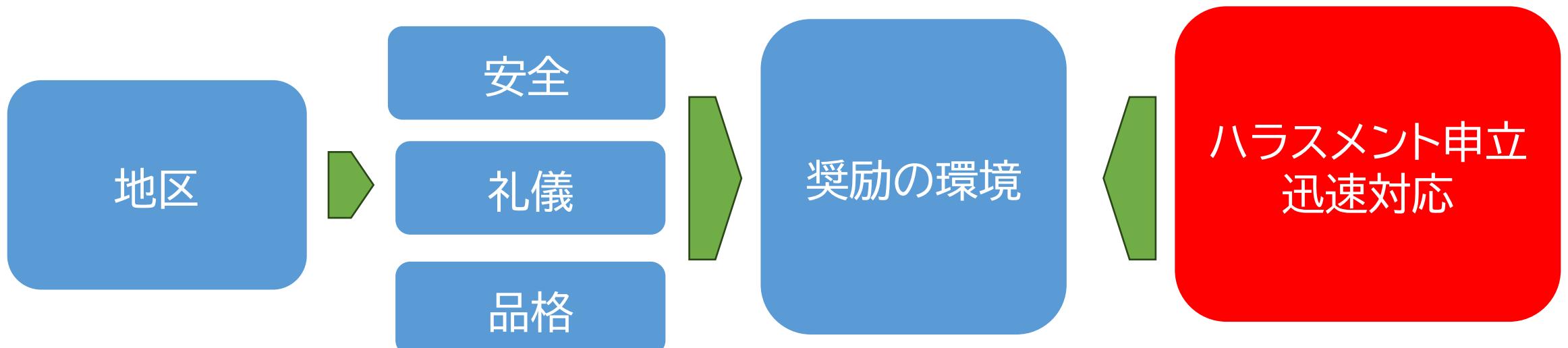
## 8.030.2. ロータリアンの行動規範

2)他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン(DEI)の行動規範」を遵守することが含まれる。



## 8.030.2. ロータリアンの行動規範

4)地区において、安全、礼儀、品格を奨励する環境を育む。これには、ハラスメントのいかなる申し立てにも迅速に対処することが含まれる。



## RCOP 26.120会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境

番号	申立区分	対応部門	対応期間	不履行申立先	その他
1	クラブ RC・RAC	理事会	1ヶ月	地区ガバナー	
2	地区	ガバナー (任命委員会)	1ヶ月	RI理事	行動規範 対処・予防
3	G・GE・GN	RI事務総長	2週間	RI理事	
4	ゾーン	RI理事 (任命委員会)	1ヶ月		
5	RI理事・理事E・ 理事N	RI会長	2週間	RI会長	

青少年関係は72時間以内

RI通達  
2024.9.21

## 青少年プログラム



<https://ri.i-sight.com/portal>

報告対象：  
早期帰国、事故、入院、死亡、  
法的トラブル、虐待またはハ  
ラスメントの申し立てなど

72時間以内

i-sight

RIに報告することは、クラブや  
地区における役職にかかわらず、  
全ロータリー会員の義務

## 青少年保護報告書を提出する

青少年と青少年プログラム参加者の安全と福祉はロータリーの最優先事項であり、ロータリーは青少年保護に関するすべての懸念事項を真剣に受け止めています。報告についてご質問やご不明な点がございましたら、[よくあるご質問をご覧いただくことをお勧めします](#)。また、アドバイスや支援が必要な場合は、いつでも電話または電子メールでお問い合わせください(詳細については以下を参照)。

緊急の場合は、すぐに地元の法執行機関または救急サービスに連絡してください。



### オンラインで報告する

母国語でオンラインでレポートを提出し、匿名でレポートするオプションもあります。



オンラインで報告する



### お電話でのお問い合わせ

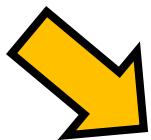
シカゴ時間08:00-16:00(UTC-5またはUTC-6)に+1 866-976-8279に電話し、ロータリーの青少年保護担当スタッフに相談してください。私たちのスタッフは、若者が関与する虐待や不正行為の報告を受ける経験と訓練を受けており、各状況は慎重かつ機密性を持って処理されます。通常の営業時間外に電話をかける場合は、青少年保護スタッフの1人に留守番電話を残すか、オンラインでレポートを提出することができます。

ダイヤル手順



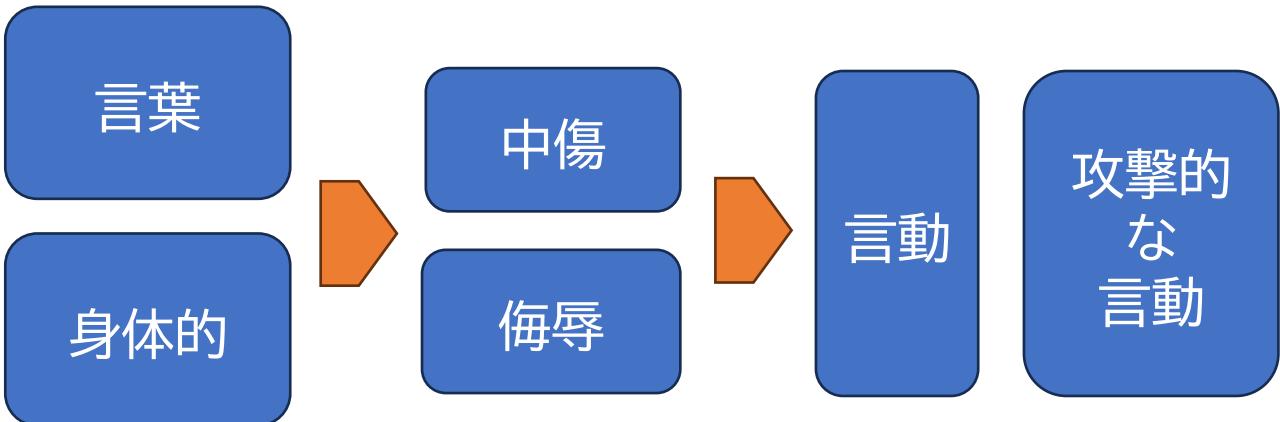
### メールでのお問い合わせ

ご質問、懸念事項、ご報告は[youthprotection@rotary.org](mailto:youthprotection@rotary.org)にメールでお送りいただければ、経験豊富な青少年保護スタッフが慎重かつ秘密厳守で対応いたします。



メールを送る

このサービスは、国際ロータリーの第三者サービスプロバイダーであるi-Sightが主催しています。



ハラスメントはさまざまな形を取りますが、以下はその例です



口頭または文面で侮辱的な言葉を使うこと  
(Eメールやソーシャルメディアを含む)



## いじめ

(上記に挙げた特徴に基づく口頭または身体的な脅しや威嚇を含む)



## 噂話やゴシップ

(その人の評判を落としかねない私生活に関する侮辱的なコメントを含む)



相手の動きを意図的に妨げる  
こと



相手の特徴に関する冗談や中  
傷的な言葉



同意のない身体的接触(体に触れる  
こと、抱擁、つねることなど)またはそのよ  
うな接触を与えることの脅し



ある人の魅力や容姿に関する  
一方的なコメント



じろじろ見たり、口笛を吹いた  
りすること



年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、性自認への言及

## 申し立てへの対処

## RCOP26.120.

### 申し立てへの対応

クラブ、地区、ゾーン、行動グループ、親睦活動グループのリーダーは、ハラスメントの申し立てに対して迅速に対処しなければならず、申し立てを行った人への報復があつてはなりません。

申立



ハラスメント対応委員会:設置

地区行動規範



ハラスメント防止と対処方針:策定

疑わしきハラスメントの対処

青少年接触禁止期間の設定

## 申し立てへの対処

## RCOP26.120.

### 申し立てへの対応

犯罪性のある行為の申し立てはすべて、警察に連絡しなければなりません。会員は常に調査や捜査に協力すべきであり、妨害すべきではありません。報告された事態や言動に直接かかわった人は、その件に関する調査や決定にかかわるべきではありません

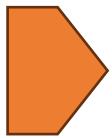
ロータリーのさまざまなレベルにおける責務を以下でご確認ください

会員の責務

クラブ理事会の責務

地区の責務

会員の責務



ハラスメントのない環境づくりは、全会員の責務です。  
ハラスメントと思われる状況を目にしたら、その行為がロータリーの方針に反することを本人に伝えてください。懸念がある場合は、クラブや地区のリーダーに伝えてください。ハラスメントを黙認することは、それを許容することと同じです。

ゼロハラ環境



会員の責務



目撲



方針違反

黙認



同罪

クラブ理事会  
の責務



行事や活動中のハラスメントの申し立てについては、クラブ理事会またはそのために任命された委員会が調査を行います。理事会または委員会は、迅速に(通常1ヶ月以内)に回答します。

活動

ハラスメント  
申立

クラブ理事会

調査

1ヶ月以内

ハラスメントを行ったとされるのがクラブ理事会メンバーである場合、その人は理事会による調査や話し合いに参加すべきではありません

クラブ理事会  
の責務



ハラスメントを報告したにも拘わらず、理事会または委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合には、その件を地区ガバナーまたはハラスメントの申し立てを扱う地区委員会に報告してください。

ハラスメント  
報告



理事会



機能不全



地区ガバナー

地区の責務



行事や活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナー、またはガバナーがその目的で任命した委員会が調査を行います。ガバナーまたは委員会は、迅速に(通常1ヶ月以内)に回答します。

ハラスメント  
申立



地区ガバナー

地区委員会



調査



1ヶ月以内

地区の責務



ハラスメントを行ったとされるのが地区ガバナーである場合、直前ガバナーまたは委員会が申し立ての内容を調査し、申し立てを行った人に返答します。また、ハラスメントを行ったとされるのがガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーである場合には、クラブ・地区支援室にも連絡する必要があります。

加害者  
地区ガバナー



直前地区ガバナー  
地区委員会



調査



RIクラブ地区  
支援室

地区の責務



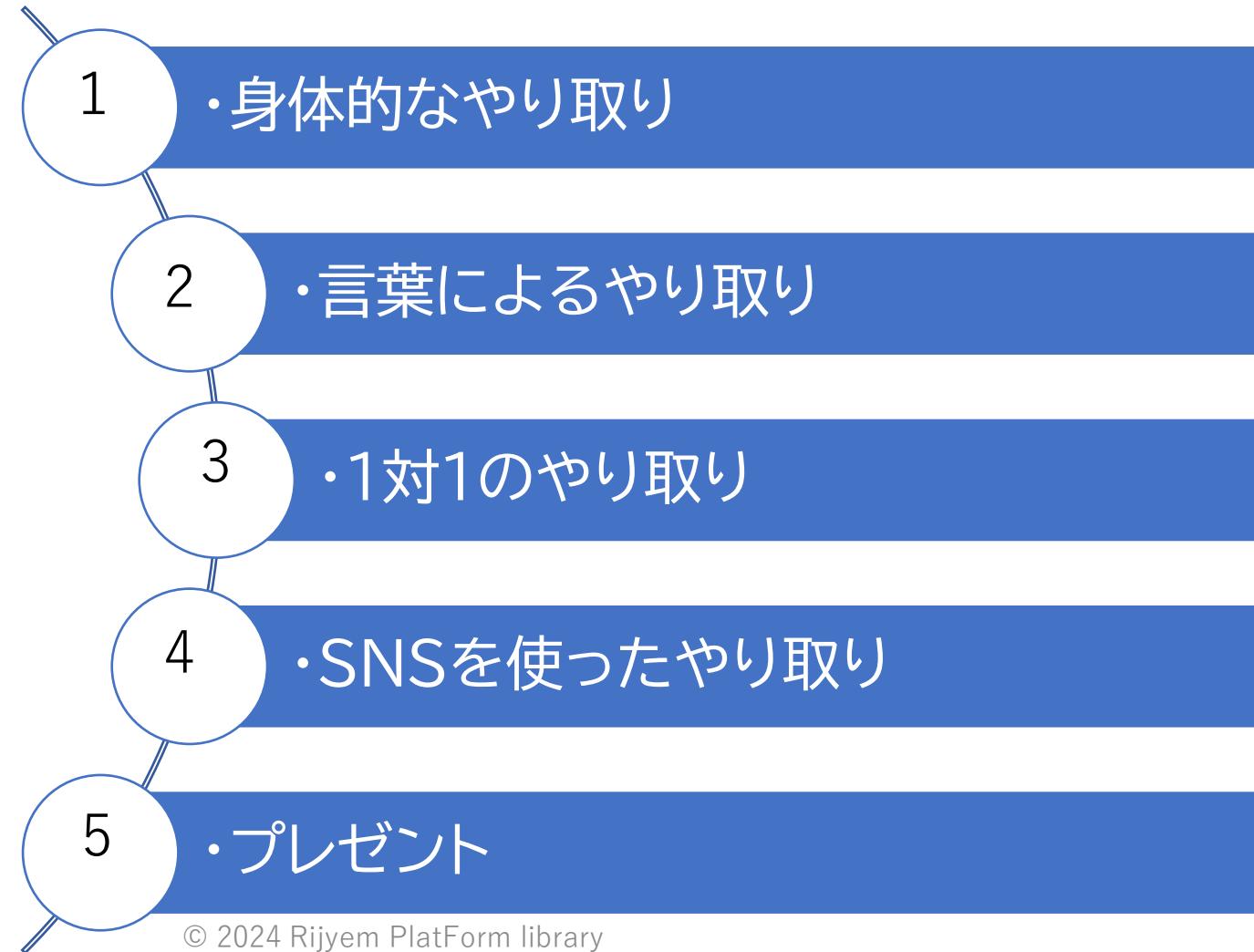
ハラスメントを行ったとされるのが地区リーダー職にある人である場合、その人はその件の協議に参加すべきではありません。

ハラスメントを報告したにもかかわらず、ガバナー、パストガバナー、委員会がこれに適切に対処していないと感じた場合、その件をRI理事に報告してください。

ハラスメント  
申立



# 意識向上と虐待防止



## RIより懸念事項の報告がきた①

From RI青少年保護チーム to ホスト地区リーダーの皆様へ

某月某日にスポンサー地区から、派遣学生が日本のホストファミリーで経験した、虐待や暴言の申立があったので、RI青少年保護チームよりホスト地区リーダーにお知らせします。  
申立書には、次のようにあります。

- 1)数週間に渡り、ホストファーザーより暴言、床に座らせられての叱責、等の虐待を受けた。
- 2)カウンセラーや地区委員長からサポートを全く受けることがなかった。
- 3)ホスト地区からは、スポンサー地区にこのような状況について、全く連絡がなかった。
- 4)学生の状況を伝えても、関与するつもりがない事が分かったため、スポンサー地区は早期帰国を決定した。

RI の役割は、ロータリーのポリシーに違反する申し立てのみを調査し、地区が RYE プログラムを改善する必要があるかどうか、および/またはロータリーの立場で青少年と関わることを禁止すべきかどうかを決定することです。

## 第2セッションテーマ：クラブ会員からのハラスメント申立

事例：地区ガバナーに直接申立て書が送られてきた事例です。

事案：性的虐待の申立

申立者：クラブ会員

被疑者：パストクラブ会長M氏

申立書

申立月日：2024.9.\*\*

被害月日：2022.5.\*\*

申立内容：

次年度クラブ委員会体制について、18:00から夕食を取りながら5名の会員と打合せ会に参加した。

その後、二次会に誘われたので同行した。楽しい時間だったのでいつもと違って泥酔した。

気が付くと、どこかの部屋らしく当時のクラブ会長エレクトM氏が立っていた。

私は、ふらふらしながら帰ろうとしたが、M氏は一人で帰るのは危ないからと言いながら私に乱暴した。

その後、泥酔した私も悪いとの思いがあり忘れようとしたが、ロータリーのハラスメント防止の方針を見聞きするたびに、後悔が怒りに代わってきた。警察沙汰にはしたくないが、次の事を実行してほしい。

Mパスト会長をクラブからやめさせてほしい。

また、地区としてクラブのハラスメント防止教育をしっかりしてほしい。

# ロータリー米山記念奨学会 危機管理事例

2024年9月発行

## 取り扱い注意

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

### 危機管理事例

2024年9月



公益財団法人  
ロータリー米山記念奨学会  
ロータリー日本国内全地区共同プロジェクト

## 取り扱い注意

### 刑事案件

事例	対応
事例 1 奨学生のアルバイト先が不正医療請求を行つたことにより起訴された。奨学生にも容疑がかけられた。	奨学生も、不正医療請求に関わったことが判明し、奨学生としての資格を取り消すことになった。
事例 2 奨学生が、鉄道定期券不正利用に加担したのではないとの疑いをかけられた。	定期券の貸し出しの違法性を認識せずに、友人に貸してほしいと留学生メーリングリストにメッセージを送つたことが判明。事情考慮の上、注意勧告にて対応した。
事例 3 奨学生が、泥酔し住居侵入して逮捕された。	弁護士に依頼し示談となつた。事業発生月で奨学生打切りとした。
事例 4 奨学生が50ccバイクを無免許で運転し警察機関以外にも複数の交通法違反が発覚し、奨学生打切りとなった。	無免許で運転したことが発覚し、奨学生打切りとなつた。
事例 5 奨学生が、任意保険未加入で車の衝突事故を起こした。	自賠責(10万円以内)でどうにかなりそうであると起こした。
事例 6 警察署より奨学生がスバードを入った。	警察署より奨学生がスバードを入った。
事例 7 奨学生が、大学の補助費申請したことなどが発覚した。	奨学生が、大学の補助費申請したことなどが発覚した。
事例 8 奨学生が、痴漢容疑で拘置された。	奨学生が、痴漢容疑で拘置された。
事例 9 大学より、構内で置き引き(窃盗)があった。	大学より、構内で置き引き(窃盗)があった。

## 取り扱い注意

### ハラスメント

事例	対応
事例 14 カウンセラー(男性)が奨学生(女性)に「デトロイ」、「もっこりっぽい服を着た方が良い」など発言、また外国人はハグで挨拶をする文化であるとの誤認識によりハグを強要した。	カウンセラーへ事実確認をし、文化の違いなど理解を促したが理解されず、クラブ変更をした。
事例 15 カウンセラーから「好きになつた(異性として)」と言われて、奨学生が困惑してしまつた。	カウンセラーへ距離を置かせるためクラブ変更をした。
事例 16 カウンセラーが、歴史問題について奨学生に強いて発言し、違いを始めた。	事実確認を行い、カウンセラーを解任した。
事例 17 世話クラブでないクラブの会員が、宿泊を伴う地区会議で、奨学生を部屋に誘ひ、しつこく電話をしました。	危機管理委員会が両者に事情聴取。結果的に、当該ロータリー会員は退会しました。
事例 18 奨学生採用面接で面接委員が、LGBTQ+の中込者に対して、性別に関する発言をしてしまつた。	危機管理委員会が両者に事情聴取。結果的に、当該ロータリー会員は退会しました。
事例 19 カウンセラー(男性)が奨学生(女性)に何度も体のサインを質問し下着をプレゼントした。	カウンセラーが奨学生(女性)に何度も体のサインを質問し下着をプレゼントした。
事例 20 クラブ会員(女性)が、採学生(男性)に例会前後で長時間、諂諛中傷する言葉を言い続けた。当該奨学生は、精神的に追い詰められ精神的に陥りました。	危機管理委員会に報告し、当該会員は自ら退会した。当該奨学生は、精神的に追い詰められ精神的に陥りました。

飲酒時の不適切な言動等によるハラスメントが複数寄せられています。お酒を飲むことは、コミュニケーションを円滑にする有効な手段ですが、一方で気が緩み、ハラスメントにつながる場合があります。飲酒時だからといって、ハラスメント行為が許されるものではありません。各人が発言や行動に十分注意する必要があります。

当冊子の取り扱いには、十分注意し厳重に管理してください。必要と認められる目的以外の利用、関係者以外への複製、複写、転載等の提供は固く禁じます。

## 取り扱い注意

### 自然災害・感染症拡大

事例	対応
事例 10 「令和6年能登半島地震」 2024年元旦、能登半島において最大震度7の地震発生	・奨学生の安否確認 ・学生は正月休み ・被災地域の世話を ・クラブのうち3つ ・クラブ休会に伴い ・当該奨学生は、日本に帰国でき ・日本に帰国でき ・被災地2名の 例会に出席し、現 2名のうち、1名は 学校単位で東京 2610 地区では いて特例申請を 学生は 2580 地 た。

## ヘルスケア

必要に応じて、専門医に相談をして対応をしてください。

事例	対応
事例 12 連絡が取れなくなった奨学生	当該奨学生は、ストレスで精神不安定となつた。複数のクラブ会員により、半年程度の時間をかけて対話をし続け、心の安定を取り戻した。

事例 13 怪我、病気、妊娠をした奨学生 (過去に複数の事例がある)	過去の複数の事例で以下の対応を行っている。 ◆クラブ、地区での確認 ①学校との情報共有。 ②奨学生に以下を確認。 ・学校を休学する予定はあるか。 ・奨学生としての義務(毎月の例会や地区行事への出席等)を果たせるか。 ・病気、妊娠の場合、家族、パートナーの支えはあるか、緊急時に駆けつけてもらえるか。 ・地区、世話クラブでは、何かあった時に責任を取ることはできない。休業管理や、何かあった時の対応について、自身で対策・管理をする準備があるか。 ③危機への備え ・通院している病院がどこかを把握しておく。 ・特に妊娠の場合は、緊急時の連絡先(パートナーなど)を確認しておく。 ・必要に応じて緊急時の対応について、奨学生と相談をしてあらかじめ定めておく。 ・妊娠の場合は、女性の事務局員、女性の会員、クラブ会員に医療関係者がいる場合は、情報を共有して何かあった時のサポート役をお願いしておく。 ◆奨学会が加入している保険 奨学生が、例会や、奨学会が出席義務としている地区行事(オリエンテーション、終了式)に出席した際被った傷害や特定の疾病は、奨学会が加入している保険の適用範囲の可能性があるため、速やかに奨学会に知らせる。
------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

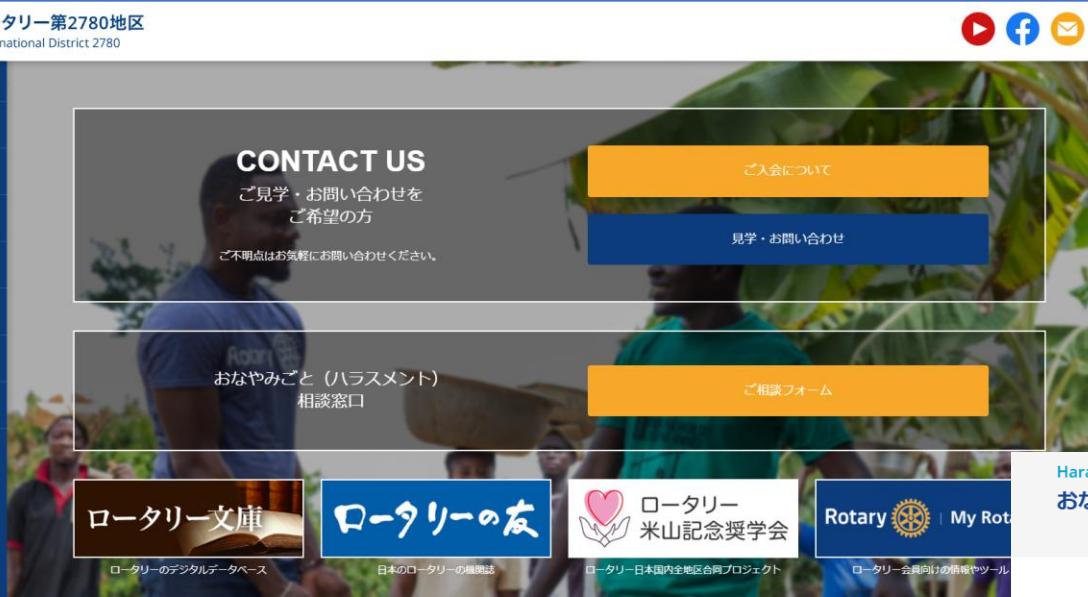
当冊子の取り扱いには、十分注意し厳重に管理してください。必要と認められる目的以外の利用、関係者以外への複製、複写、転載等の提供は固く禁じます。

# おなやみごと（ハラスメント）相談窓口

Rotary 国際ロータリー第2780地区  
District 2780 Rotary International District 2780

- ロータリークラブについて >
- ロータリークラブの取り組み >
- 奨学金・留学制度 >
- 地区とクラブ・委員会 >
- ガバナー紹介 +
- 国際ロータリー会長メッセージ >
- お知らせ >
- 見学・お問い合わせ >

国際ロータリー第2780地区  
ガバナー事務所  
〒251-0065  
神奈川県藤沢市南藤沢22-7-501  
第一相場ビル6F  
Tel : 0466-25-8855  
Fax : 0466-25-8866



## Harassment Consultation Desk おなやみごと（ハラスメント）相談窓口

1) Rotary International District 2780 does not tolerate harassment or any other acts that violate the dignity of individuals. And we also do not tolerate such acts being overlooked.

Rotary International District 2780 has set up a consultation desk to resolve harassment and other issues, aiming for a swift and accurate resolution.

2) Rotary International District 2780 will not treat those who contact us or those who cooperate in verifying the facts in a detrimental manner.  
And also we will comply with the Personal Information Protection Act and strictly protect the privacy of any personal information obtained through this consultation service.

Consultation desk : Rotary International District 2780 Crisis Management Committee  
Responsible person : Crisis Management Chair

1) 国際ロータリー第2780地区は、ハラスメントなど、個人の尊厳を損なう行為を許しません。  
また、それらを見過ごすことも許しません。

2) 国際ロータリー第2780地区は、ハラスメントなどの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。

3) 国際ロータリー第2780地区は、相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な施設は行いません。また、個人情報保護法を遵守し、この相談窓口で知り得た個人情報などプライバシーの保護を厳守して対応します。

◆相談窓口：国際ロータリー第2780地区 危機管理委員会  
担当：危機管理委員会

氏名/Name:

メールアドレス/Email address:

メールアドレス/Email address (複数):

電話番号/Telephone number:  (例 03-XXXX-XXXX)

はい/YES  
いいえ/NO  
(はい/YES) の場合は【相談内容】をご記入ください。(いいえ/NO) の場合は以下項目をご説明ください。

あなたはロータリーの会員（ローターアクト含む）ですか？/Are you a member of Rotary (including Rotaract)?

あなたは成人ですか、未成年者ですか？/Are you an adult or a minor (under 18)?  
 成人/Adult  
 未成年/Minor

青少年からの申立てについて  
その取扱いのキヤッチフレーズを  
ご紹介します。



# C and GPS

**Catch and Governor Police Separate**

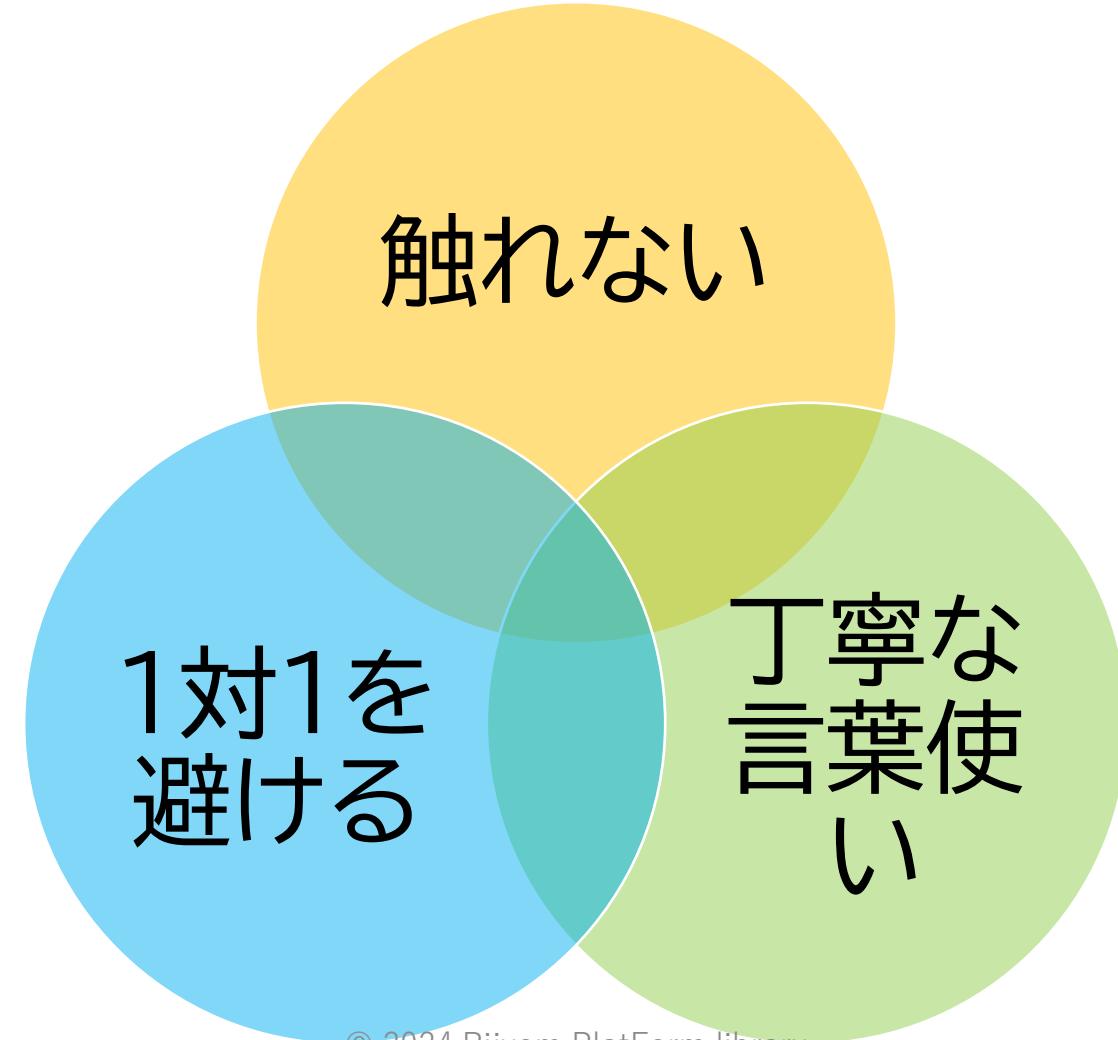
申立てを受取る。

ガバナーに報告、警察へ相談、被疑者から引離す。

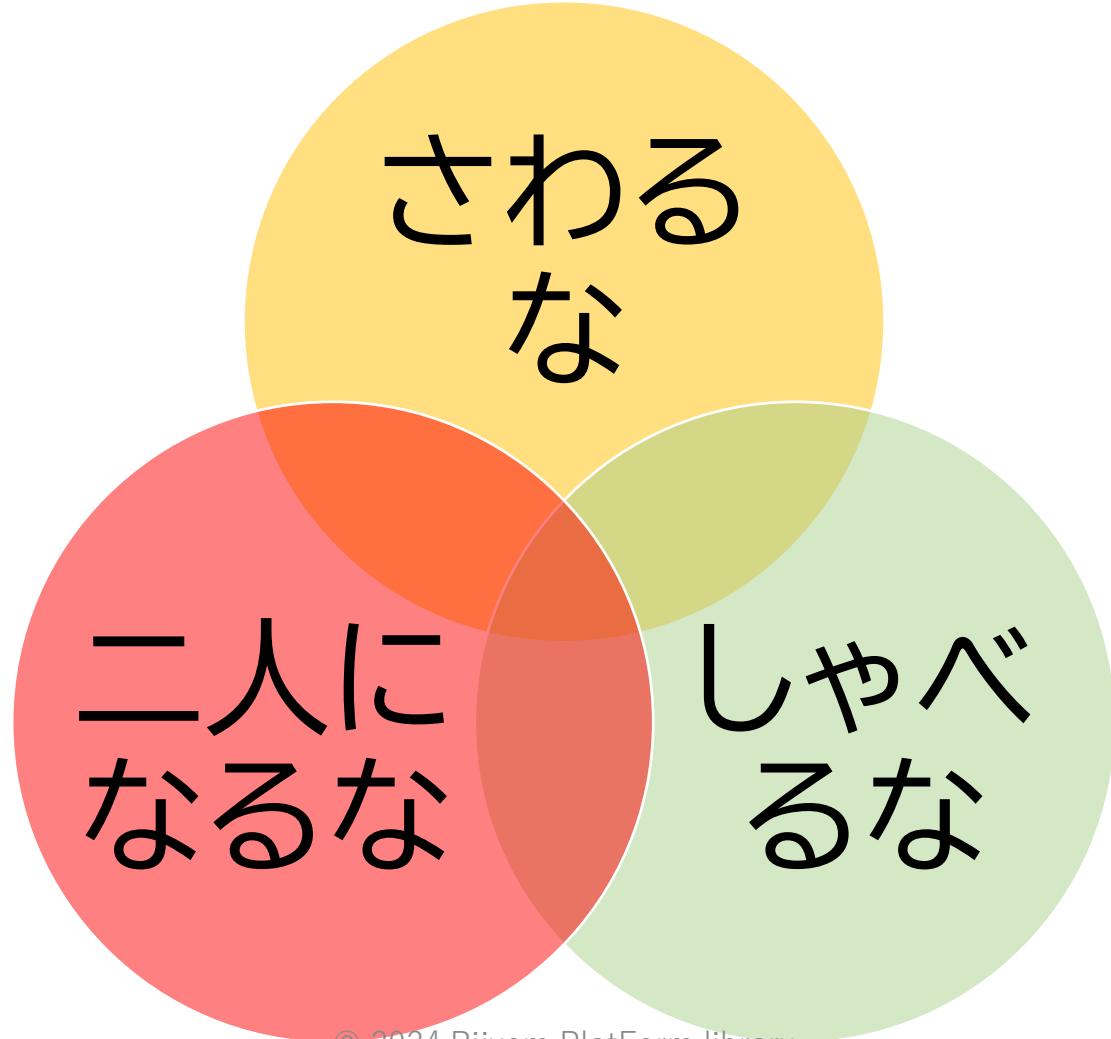
ゼロトレ・72・RI

**Zero Tolerance policy**

# ハラスメント加害防止三原則



# ハラスメント加害防止



しゃべるなという  
意識をもった  
「おまじない」と  
思ってください。

# ハラスメント加害防止

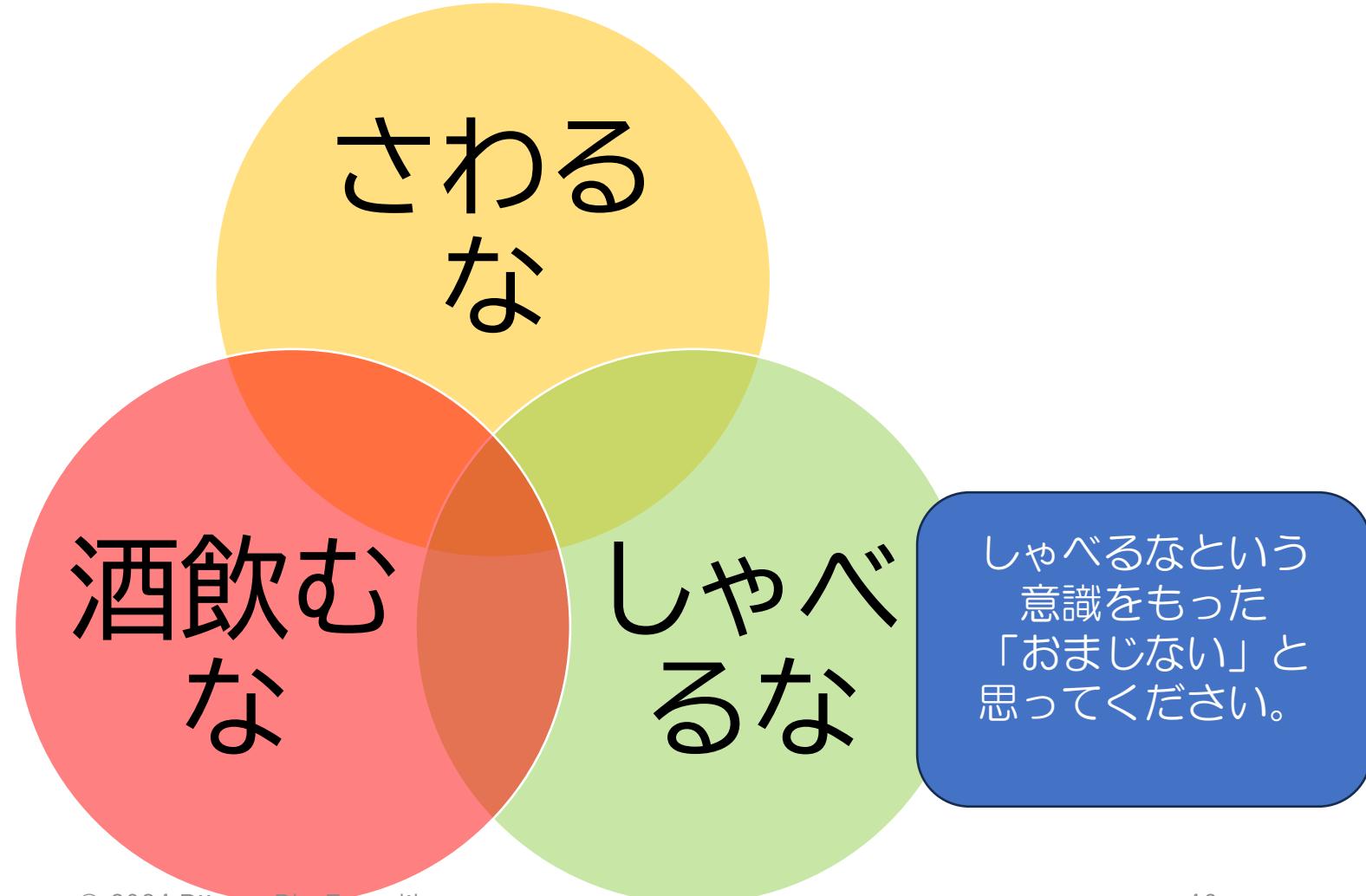
インター

青少年交換

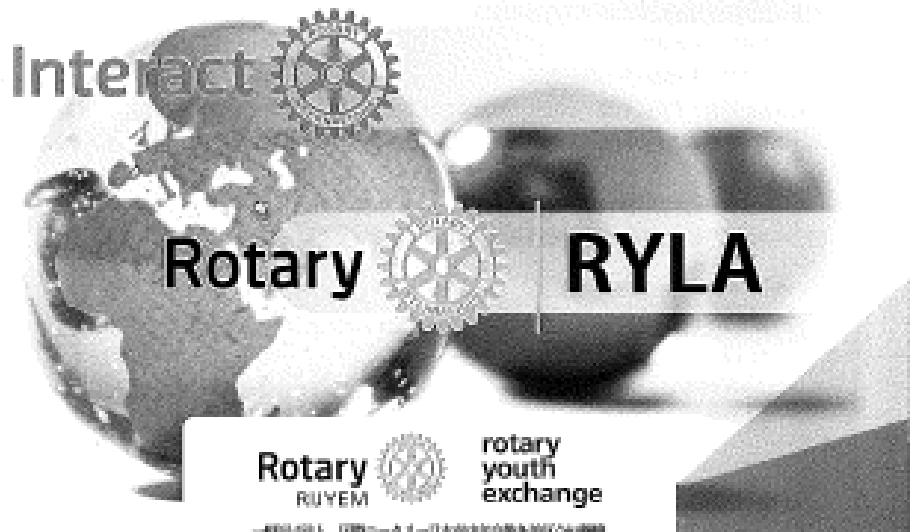
ACT

ROTEX

米山記念奨学生



国際ロータリー各地区ガバナーの皆様へ  
ロータリー地区・クラブ青少年奉仕活動中の  
賠償責任保険のご案内



地区ガバナーはじめロータリー活動に携わるクラブ・地区リーダーの皆様におかれましては、主催するイベント・青少年プログラム等において細心の注意を払って運営・参加されていることと拝察いたします。しかしながら、賠償責任を問われかねない事故は絶対に起こらないとは言えません。

万が一の事故に備え、

安心してロータリー活動を行うための賠償責任保険

をご案内いたします。

1. 補償内容の概要

(1) 一般的な賠償責任

施設管理の不備や仕事の遂行・イベント活動中のミスにより、保険期間中に日本国内で発生した偶然の事故に起因して、他人の身体を害したり他人の財物を損壊した場合に、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

(2) セクハラ・人格権（※）の侵害に伴う賠償責任

被保険者又は被保険者以外の者が、保険期間中に日本国内で行った次に掲げる行為に起因する他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害その他の精神的苦痛について、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

① 不当な身体の拘束

② 口頭または文書もしくは図画等による表示

③ 性的な言動

④ 差別的な取扱いまたは不利益な取扱い

（※）肖像権も含みます。

(3) 管理財物の損壊に伴う賠償責任

被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(4) 被保険者間相互の事故に伴う賠償責任

記名被保険者等相互間の賠償損害も補償の対象となります（交差責任補償）。

2. 保険の概要

(1) 保険契約者 一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

(2) 加入者 各地区単位にて加入

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構および当該法人の構成員

(3) 被保険者 加入地区的ガバナー、加入地区内のロータリークラブ会長、ローターアクトクラブ会長

加入地区・クラブのインタークト委員、ロータークト委員、RYLA委員、青少年活動委員、研修委員

(4) 保険期間 2024年7月1日午後4時から1年間

(5) 保険の対象 ロータリー地区・クラブとしての青少年奉仕活動中に生じた事故に起因する賠償責任

(6) 支払限度額 身体財物共通 1事故1億円、期間中1億円（免責金額0円）

(7) 年間保険料 (各地区ごとに) 2024年1月末会員数 × 70円

### 3. 保険金をお支払いする事故例



### 4. お支払の対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費、慰謝料、逸失利益、修繕費等（遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するためを要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等

上記⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額}}{\text{①損害賠償金の額}} \times \text{支払限度額}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に保険会社の同意を要しますので、必ずお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者と被害者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

### 5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害
- ⑦ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑧ 石油物質の流失に起因する損害
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害
- ⑩ 石綿等に起因する損害
- ⑪ 旗設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ⑫ 航空機・昇降機・自動車、施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑬ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家庭用器具からの蒸気・水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損害
- ⑭ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- ⑮ 仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害
- ⑯ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、歯医師等の専門資格を要する業務に起因する損害
- ⑰ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）による損害
- ⑱ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為による損害
- ⑲ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その後継続または反復して行われた不当行為による損害
- ⑳ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為による損害
- ㉑ 広告宣伝活動、放送活動または出版活動によって生じた損害

取扱保険会社

三井住友海上火災保険株式会社  
東京南支店法人営業第二課  
(所在地) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
(TEL) 03-3259-6836  
(FAX) 03-3259-5582

お問合せ先

取扱代理店 株式会社バリュー・エージェント (担当) 本村・佐藤  
(所在地) 東京都千代田区内神田 1-10-1 平富ビル 5階  
(TEL) 03-3233-2700 (携帯) 070-7143-0765(本村)  
(FAX) 03-3233-2704 (FAX) 090-8567-1563(佐藤)  
(電子メール) rijiym@vagt.jp  
(ホームページ) <https://www.value-agent.co.jp/>

\*弊社ではご提供頂きました個人情報は、各関連会社等の業務の遂行及びご連絡ご案内等の目的のために利用させて頂き、他の目的には利用いたしません。なお、必要な個人情報をご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス・対応等を受けられない場合があります。予めご了承ください。

詳細につきましては弊社ホームページの「当社におけるお客さまの個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

\*このご案内においては保険契約について概要のみ記載しています。詳しい条件等につきましては、パンフレット・約款をご覧いただきますようお願いいたします。

# ボランティア誓約書提出について

2024-25 対象：青少年事業に係わる会員  
身元保証人2名（1名ロータリアン可）

## ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT 2780

2024~2025 年度ガバナー 佐々木 戰郎  
●事務所／251-0055  
藤沢市南藤沢 22-7-501 第一相澤ビル 5 段  
TEL: 0466-25-8855 / FAX: 0466-25-8866  
E-mail: g-office@nd2780.gr.jp  
URL: https://nd2780.gr.jp



2024-2025 Governor Tatsuro Sasaki  
●OFFICE/Aizawa Bldg. #1, 5F,  
22-7-501 Minami-Fujisawa, Fujisawa-city  
Kanagawa 251-0055 JAPAN  
TEL: +81-466-25-8855 FAX: +81-466-25-8866

2024 年 7 月 1 日

国際ロータリー第 2780 地区  
ロータリークラブ 会長 殿

国際ロータリー第 2780 地区  
ガバナー 佐々木戦郎  
地区危機管理委員長 岡田 英城

### 「青少年保護に関する指針」に基づく誓約書提出のお願い

拝啓 盛夏の候、貴クラブ益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素はロータリー活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、「青少年と接する際の行動規範に関する声明（ロータリー章典 2.120.1）に基づき、第 2780 地区内全てのクラブに於いて、下記（イ）に該当するクラブは別紙添付の「新世代育成ボランティア誓約書」を速やかに提出くださいますよう、お願ひ申し上げます。またクラブ会長におかれましては当該誓約書を提出することをクラブ会員に周知くださいますようお願ひ申し上げます。

敬具

### 記

（イ）ロータリークラブが主催する全ての「奉仕活動」「親睦活動」等において、青少年（18 歳未満）が参加する行事がある場合

上記に当てはまる活動を行うロータリークラブが対象

提出対象者：青少年にかかるロータリー会員の皆様・地元ボランティアの皆様

提出先：「新世代育成ボランティア誓約書」原本をガバナー事務所に提出  
(※提出方法については問いません)

提出期日：クラブ活動開始前まで

本件に関するお問い合わせ：  
地区危機管理委員会（ガバナー事務所内）  
g-office@nd2780.gr.jp



District 2780  
Crisis Management  
Committee

### （第 2780 地区認定）新世代育成ボランティア誓約書

I - II

国際ロータリー第 2780 地区ガバナー 様

#### ■ 第 2780 地区「青少年（新世代）と接する際の行動規範」

当団体は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のための安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリーの会員、その配偶者、その他のボランティアは、接する兒童および青少年の安全を考慮、肉体的、性的、あるいは心靈的な虐待から青少年の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

#### 1 本誓約の目的

当団体は、国際ロータリー第 2780 地区（以下「地区」という）ないし標榜するロータリークラブが実施する新世代育成プログラムによるボランティアとして参加するにあたり、地区の新プログラムに参加する新世代に対する肉体的・精神的・性的な虐待防止し、全ての新世代の安全な環境を確保するという地区的青少年と接する際の行動規範を遵守する目的の下、危難にあつた者その他の不適正なボランティアを排除するため、ボランティア参加希望者から個人情報を提供し審査を求める趣旨を理解し、身元保証人の署名を記入して本誓約書を提出します。

#### 2 個人情報の提供

当団体は、前項の目的のため必要となる私の個人情報（別紙個人情報一覧表記載のとおり）を任意に提供します。当団体は、その個人情報を実害かつ正確であることを保証します。私がボランティアとして地区の活動に参加する期間中に、地区から上記個人情報の追加や更新を求められたときは、速やかに提供します。

#### 3 署約

- （1）当団体は、ボランティアとして地区の活動に参加する上で、地区及び開催するロータリークラブの定款・規則・方針ないし指示に従うことを誓約します。
- （2）当団体は、本誓約により提供した個人情報をについて、地区が個人情報を保護する他の法令に従って適切に管理される限りにおいて、その取扱いに関して同様の義務も述べず、損害賠償請求をしないことを誓約します。

以上

年 月 日 (西暦) <sup>①</sup>	年 月 日 <sup>②</sup>	携帯電話 <sup>③</sup>	<sup>④</sup>
住 所 <sup>⑤</sup>	〒 <sup>⑥</sup>	メール <sup>⑦</sup>	<sup>⑧</sup>
氏 名（署名） <sup>⑨</sup>	⇒ <sup>⑩</sup>	生 年 月 日 (西) <sup>⑪</sup>	年 月 日（ 緣） <sup>⑫</sup>

身元保証人 1 <sup>⑬</sup>		身元保証人 2 <sup>⑭</sup>	
年 月 日 (西暦) <sup>⑮</sup>	年 月 日 <sup>⑯</sup>	年 月 日 (西暦) <sup>⑰</sup>	年 月 日 <sup>⑱</sup>
住 所 <sup>⑲</sup>	住 所 <sup>⑳</sup>	住 所 <sup>㉑</sup>	住 所 <sup>㉒</sup>
氏 名（署名） <sup>㉓</sup>	⇒ <sup>㉔</sup>	氏 名（署名） <sup>㉕</sup>	⇒ <sup>㉖</sup>
携帯電話番号 <sup>㉗</sup>	携帯電話番号 <sup>㉘</sup>	携帯電話番号 <sup>㉙</sup>	携帯電話番号 <sup>㉚</sup>
本人との関係 <sup>㉛</sup>	本人との関係 <sup>㉜</sup>	本人との関係 <sup>㉝</sup>	本人との関係 <sup>㉞</sup>

※ 身元保証人 2 名の内 1 名は、ロータリーの会員でも可能、その他の外者であることを

#### 地区使用欄

- 1 地区及び所属クラブは、本誓約書により提供を受けた個人情報をについて、個人情報を保護する他の法令を遵守し、新世代育成プログラムに忠実して利用します。
- 2 本誓約書については、地区を担当する委員会が窓口として取り扱います。

責任者：第 2780 地区危機管理委員会<sup>㉟</sup>

岡田 英城<sup>㉟</sup>

# 青少年事業申請書に変更予定 RIJYEM承認



District 2780  
Crisis Management  
Committee

RID 2780 地区 危機管理委員会 御中

提出日 年 月 日

提出クラブ名：\_\_\_\_\_

会長 署名：\_\_\_\_\_

(事業名) 青少年事業 申請書

この度、上記 青少年事業を開催するにあたり、青少年事業申請書を提出致します。

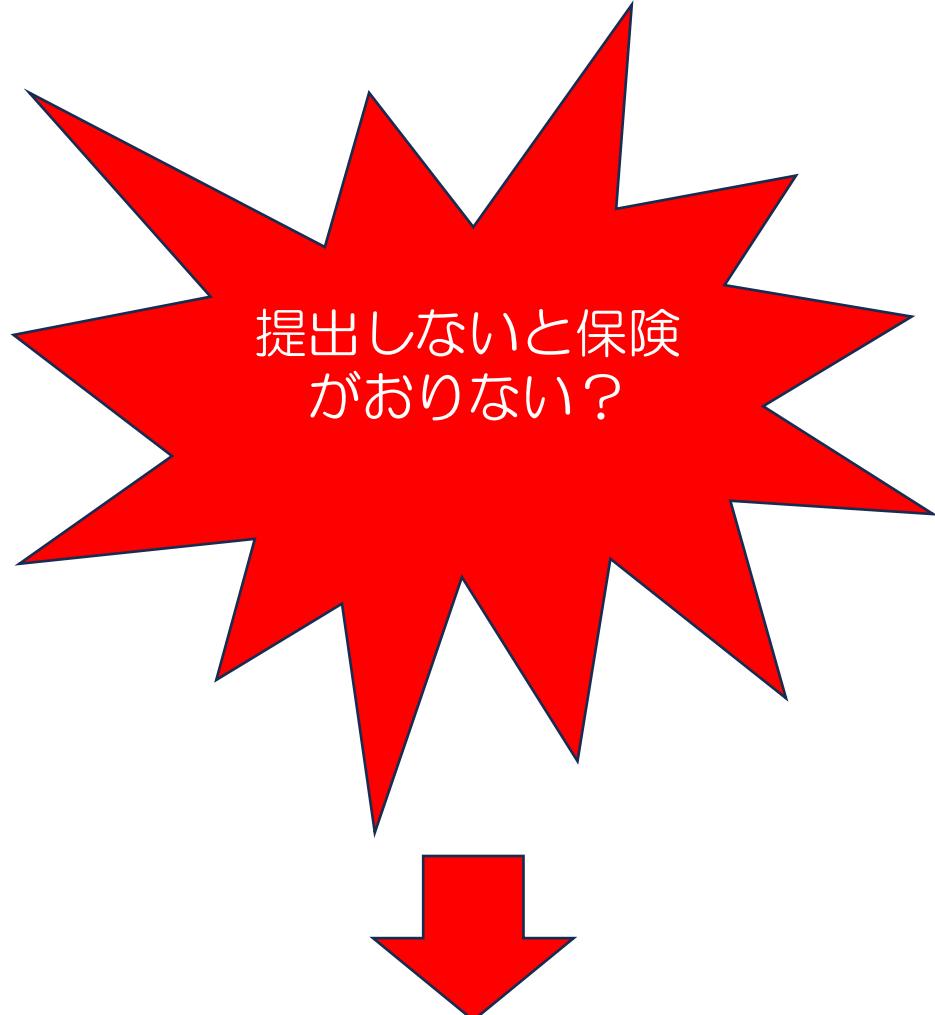
1. 上記事業を実施するクラブのメンバーは下記のとおりです。(全員記入)

NO	氏名	性別	年齢	職業	NO	氏名	性別	年齢	職業
1		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			21		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
2		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			22		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
3		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			23		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
4		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			24		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
5		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			25		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
6		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			26		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
7		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			27		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
8		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			28		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
9		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			29		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
10		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			30		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
11		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			31		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
12		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			32		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
13		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			33		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
14		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			34		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
15		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			35		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
16		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			36		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
17		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			37		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
18		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			38		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
19		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			39		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
20		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			40		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		

(個人情報の利用目的)

地区とクラブは、本申請書により取得する個人情報を青少年事業の目的に限定して利用します。  
(※40名を超すクラブの会員についてコピーしてご記入ください)

提出しないと保険  
がおりない？



クラブ体制の問題への言及  
(例 飲酒運転)

ご清聴ありがとうございました。